

お客様各位

東京海上日動火災保険株式会社

**トータルアシスト超保険（新総合保険）「更新のご案内」「ご契約内容のお知らせ」
同封冊子の記載誤りに関するお詫びと訂正内容のご案内**

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊社業務につきましては、日頃より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、トータルアシスト超保険（新総合保険）の2022年1月1日（土）～2022年12月31日（土）を更新日とするご契約のお客様に対して、「更新のご案内」または「ご契約内容のお知らせ」とともにお送りいたしました冊子（『超保険（新総合保険）更新のご案内』ご確認の手引き』または『超保険（新総合保険）ご契約内容のお知らせ』ご確認の手引き』）^{▶注1▶注2}の記載が、弁護士費用特約（日常・自動車・人格権型）の補償内容について、人格権侵害等^{▶注3}事故における「刑事事件に関する弁護士費用および法律相談費用（告訴状の作成を弁護士に委託する費用等）」は補償対象外との誤解を招く記載となっておりました。お客様にご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

▶注1 更新日より時期は異なりますが、2021年11月～2022年10月に送付した冊子に誤りが発生しております。

▶注2 Webで閲覧する方式を選択されているお客様の場合、郵送ではなくマイページに掲載しておりました。

▶注3 不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせ

つきましては、誤りのあった箇所および訂正内容について、裏面別紙のとおりご案内申し上げます。なお、保険期間中に弁護士費用特約（日常・自動車・人格権型）に関する事故があり、保険金請求をされていない「刑事事件に関する弁護士費用および法律相談費用（告訴状の作成を弁護士に委託する費用等）」がある場合は、取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。「ご契約のしおり（約款）」に基づき、ご負担された弁護士費用および法律相談費用が弁護士費用特約（日常・自動車・人格権型）のお支払対象となる場合は、保険金をお支払いします。

弊社といたしましては、今後かかることのないよう細心の注意を払ってまいりますので、何卒ご容赦賜りますようお願い申し上げます。また、ご不明な点等ございましたら、お手数ですが「保険証券」「更新のご案内」「ご契約内容のお知らせ」に記載の連絡先までお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

事故受付センター（東京海上日動安心110番）：0120-110-894

誤りのあった箇所および訂正内容は、点線枠部分です。

<誤り箇所>

弁護士費用特約（日常生活・自動車事故型）の改定欄の【補償範囲と補償限度額】の表

<誤り内容>

<誤>【補償範囲と補償限度額】

		【改定前】 弁護士費用特約 (日常生活・自動車事故型)	【改定後】 弁護士費用特約 (日常・自動車・人格権型)
補償範囲	民事事件 被害事故 (身体の障害・財物の損壊等)	○ 1事故につき補償を受けられる方 1名あたり300万円限度 ^{*4}	○ 1事故につき補償を受けられる方 1名あたり300万円限度 ^{*4}
	人格権侵害等 NEW	×	○ 1事故につき補償を受けられる方 1名あたり300万円限度 ^{*4}
	刑事事件 自動車等による 対人加害事故 NEW	×	○ 1事故につき補償を受けられる方 1名あたり原則150万円限度 ^{*4}

^{*4} 補償限度額は、弁護士費用と法律相談費用の合計です。弁護士への報酬等を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。

<正>【補償範囲と補償限度額】

		【改定前】 弁護士費用特約 (日常生活・自動車事故型)	【改定後】 弁護士費用特約 (日常・自動車・人格権型)
補償範囲	被害事故 ^{*4} (身体の障害・財物の損壊等)	○ 1事故につき補償を受けられる方 1名あたり300万円限度 ^{*6}	○ 1事故につき補償を受けられる方 1名あたり300万円限度 ^{*6}
	人格権侵害等 ^{*5} NEW	×	○ 1事故につき補償を受けられる方 1名あたり300万円限度 ^{*6}
	自動車等による 対人加害事故 (刑事事件) NEW	×	○ 1事故につき補償を受けられる方 1名あたり原則150万円限度 ^{*6}

^{*4} 相手方に法律上の損害賠償請求を行う場合の弁護士費用および法律相談費用を補償します。

^{*5} 損害賠償請求のほか、加害行為をやめさせるための文書送付、インターネットに投稿された画像等の削除請求、告訴手続き等にかかる弁護士費用および法律相談費用も補償します。

^{*6} 補償限度額は、弁護士費用と法律相談費用の合計です。弁護士への報酬等を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。